

(公印省略)

02春高指第206号  
令和2年6月2日

市内〔地域包括支援センター〕  
〔指定居宅介護支援事業所〕  
管理者様

春日市長 井上 澄和  
(健康推進部高齢課)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)」問5の具体的な取扱いについて(通知)

日頃から本市の介護保険事業の円滑な運営に御協力いただき心から御礼申し上げます。さて、標記の件につきまして、厚生労働省老健局振興課に確認した内容を下記のとおりお知らせしますので、御確認くださいようお願いいたします。なお、この通知の取扱いは、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおいても同様といたします。

#### 記

#### 1 確認内容

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)」問5<sup>(※1)</sup>の取扱いによる請求は、令和2年5月サービス提供分から可能(令和2年4月以前サービス提供分は請求不可)<sup>(※2)</sup>

(※1) 別紙参照

(※2) 本通知の発出前に、本市にお問い合わせいただいた事業所に対し、4月以前のサービス提供分についても遡って請求可能と御案内しておりましたが、「5月サービス提供分から可能」と訂正いたします。申し訳ございませんが、御対応のほどよろしく願いいたします。

<問合せ先>

春日市健康推進部高齢課指定指導担当  
担当者：松尾、米倉  
TEL：092-558-1363(直通)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等臨時的な取扱いについて（第11報）（介護保険最新情報 vol. 836）【抜粋】

問5 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

（答）

事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。

なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。

また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。